

○特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の保険適用にかかる経過措置について

1 対象者

治療開始期間の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に1回の治療が終了した者。

なお、治療期間の初日とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等の日をいい、1回の治療とは、採卵準備のための「薬品投与」の開始等から「妊娠の確認」等に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう。

2 凍結胚移植について(治療法C)

凍結胚移植を行う場合は、移植準備のための「薬品投与」等が令和4年4月1日以降であっても、令和4年3月31日以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精卵の凍結胚移植である場合は対象とする。

3 助成回数

令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)までに終了する治療について1回。なお、これまでに通算6回(初回治療開始時の妻の年齢が40歳～42歳の場合は通算3回)の治療を終了した者は除く。ただし、出産によるリセットをする場合は対象となる。

4 申請様式

変更はありませんので、ホームページに掲載されている様式を使用してください。

治療内容	採卵まで			採精	受精	胚移植					妊娠の確認	
	薬品投与(点鼻)	薬品投与(注射)	採卵			新鮮胚		凍結胚移植				
						胚移植	黄体補充療法	胚凍結	薬品投与	胚移植		黄体補充療法
平均所要日数	14	10	1	1	2~5	1	10	-	7~10	1	10	1
A 新鮮胚移植												
B 凍結胚移植												
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植												
D 体調不良等により治療終了												
E 受精できず、分割停止等により中止												
F 採卵したが良い卵が得られない等で中止												

治療については、黒塗り部分が令和4年3月31日以前と令和4年4月1日以降にまたがっていれば助成対象

Cについては、黒塗り部分が令和4年4月1日以降であっても、以前に凍結した受精卵を使用するものであれば助成対象
ただし、1回のみ